

1 気配相場等のある株式の評価

「気配相場等のある株式」のうち、「公開途上にある株式」について、株式取引の実態を踏まえ、所要の改正を行った。

(評価通達 168(2)、174(2)=改正)

1 従来の取扱い

「気配相場等のある株式」のうち、「公開途上にある株式」については、次のいずれかに該当する株式をいうこととしていた。

- (1) 金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式（登録銘柄を除く。）
- (2) 日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式（店頭管理銘柄を除く。）

また、公開途上にある株式の公開価格については、金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格をいうこととしていた。

2 通達改正の概要

公開途上にある株式に該当する期間の始期について、株式取引の実態を踏まえ、「金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日」から「金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日」に改めた。

また、公開途上にある株式の公開価格については、現在、入札方式とブックビルディング方式^(注)のいずれかの方法により決定されていることから、株式の公開価格の定義を「金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格」に改めた。

(注) 「ブックビルディング方式」は、機関投資家の意見を基に仮条件を決定し、この仮条件を基に投資家が提示した価格、購入株式数により公開価格を決定する方式である。